

【事実の概要】

1. 本件は、メキシコからの灰色のポルトランドセメント及びセメントクリンカー（以下、メキシコ産セメントと略す。）の輸入に対する、アメリカの1990年8月30日AD税賦課命令に関するものである。1989年9月26日アリゾナ、ニューメキシコ、テキサス及びフロリダ州セメント製造業者を代表する特別委員会が、アリゾナ、ニューメキシコ及びテキサス州とフロリダ州の二つの国内の地域産業がメキシコ産セメントのダンピング輸入によって損害を被り、または被るおそれがあると申し出た。（1990年6月22日にカリフォルニアの製造業者が共同申出人として含められた。）申出人たちは、これらの二つの地域は一つの地域としてみなすよう提案したが、ITCは、上記の4つの州にアラバマなどの4つの州を追加した南部地域を対象地域として取り扱うことにした。ITCは、1989年11月8日損害発生についての仮決定を、1990年4月12日商務省による公正価格以下販売の仮決定をそれぞれ行った。

ところで、1990年5月18日に本件の申出人の一部で構成された南カリフォルニアのポルトランドセメント製造業者が、日本産セメントの公正価格以下販売による南カリフォルニアの地域産業に対する損害またはそのおそれを理由にAD税申出を行った。商務省は同年6月からAD調査に着手し、7月ITCは損害またはそのおそれについての仮決定を行っている。

1990年7月18日に商務省による公正価格以下販売の最終決定がなされ、1990年8月13日にはITCが、国内法の規定に基づいて、メキシコからの輸入に日本からの輸入を累積して、2対1の多数決で最終的な損害認定を行った。本件の最終的な損害判定の際には、商務省は日本産セメント件についてはいかなる決定も行っていなかったが、1990年10月31日に公正価格以下販売の仮決定を行った。

2. 本件の決定を不満として、メキシコはAD協定15条2項に基づき米国との協議を要請し、1991年3月と5月に協議が行われた。しかし、協議は不調に終わり、メキシコはAD措置に関する委員会（以下、委員会と略す。）に協定15条3項に基づき調停を申し入れたが、それも不調に終わった。メキシコは委員会にパネルの設置を要求し、1991年10月21日にその設置が合意された。その際、カナダとECは、パネルに自分たちの見解を提出

する権利を留保した。パネルは1992年3月23日と24日、5月5日審理を行い、1992年7月9日に結論を当事者に提示した。

メキシコは、AD協定5条1項やその他の条項に違反して賦課されたAD決定の取消やAD税の還付を委員会に勧告するよう、パネルに要請した。それに対して、米国は、AD税の賦課はAD協定に違反していないこと、及びたとえパネルがメキシコの言い分を認めるにしても、米国には事案の再審査の機会が付与されるべきであると主張した。パネルは、両当事国が主張した争点のうち、主に調査開始要件を審理し、米国の違反を認め、損害の判定という実質的な論点には入らなかった。

3. 主な争点と当事者の主張は以下の通りである。なお、本件における主な争点のうち、パネルが取り上げなかった損害の判定に関する部分は省略した。

(1) 二つの先決問題：国内行政手続完了の原則と協議前置主義の適用の有無

a) 国内行政手続完了の原則の存在の有無

- ・アメリカ：国内行政手続において提起されなかった「当事者適格」問題と「輸入累積」の問題は、国内行政手続完了の原則に基づいてパネルの審議の対象から除外されるべきである。当事者による意見や証拠提出の機会の公平性の確保と再審機関としてのパネルの性格からして、国際法上の国内救済完了原則類似の国内行政手続完了の原則が適用されるべきで、それはAD協定の6条や15条などの文言から見て明かである。

- ・メキシコ：AD協定の6条や15条の文言を通常の意味に従い解釈すれば、すべての利害関係者に十分な抗弁の機会を保障する義務を国内調査当局に義務づけているもので、国内行政手続完了の原則たる要件は存在しない。協定の起草者の意思もそれを支持する。協定上の紛争解決手続は政府間のもので、国内行政手続によって制約されるものでない。

b) 協議前置主義の適用の有無

- ・アメリカ：メキシコが協議の段階で提起しなかった「当事者適格」の問題はパネルの審理の対象から除外されるべきである。AD協定15条は「協議→調停→パネル設置」という紛争解決の段階的構造をなして、それが有効であるためには最初の段階ですべての争点が提起されなければならないということがその理由である。

- ・メキシコ：調停以前の段階において問題を提起した。そして、AD協定は協議前置主義

をとっていない。

## (2) 立証責任

- ・メキシコ：一般協定 6 条や A D 協定は例外条項なので厳格に解釈されなければならない、A D 措置が A D 協定上の要件に合致していることを立証する責任はそれを発動する締約国にある。A D 措置のような救済条項が「不正(wrong)」の矯正を意図していることはその通りであるが、救済は一般協定 6 条に規定されている状況において、かつ A D 協定に基づいて開始・行使される場合にのみ与えられなければならない。
- ・アメリカ：6 条は一般協定の例外条項でなく、非難すべきダンピング行為に対する救済条項で、締約国の基本的権利である。これは一般協定の交渉過程や 6 条の役割及び一般協定の条文構成、そして他の例外条項との比較からもわかることである。仮に 6 条が例外条項であるとしても、それは実体的規定にかかわるだけで、手続問題とは何のかかわりもない。さらに、A D 協定 1 5 条は申出国に立証責任を課している。

## (3) 調査開始要件

- ・メキシコ：本件において、アメリカは A D 協定 5 条 1 項上の「当事者適格」の充足如何の確認なしに調査を開始した。それは同時に A D 協定 1 条と 6 条 6 項の違反を構成する。

A D 協定 5 条 1 項によれば、A D 調査は「影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のための」書面による要請に基づいて開始されることになっている。A D 協定 5 条 1 項の注(9)によれば、本条上の「当事者適格」を有する影響を受ける産業の定義は、4 条 1 項(ii)の地域産業に対する損害基準によることになっている。それによれば、「国内産業」はその地域において「生産の全部またはほとんど全部を生産する生産者」となっており、通常の場合よりもより高い基準となっている。しかし、本件においては、調査開始の要請が影響を受ける産業の十分な支持を得ていない（約 6 2 %）ので、A D 調査の申出がその地域において生産の全部またはほとんど全部を生産する生産者の支持を得ているかどうかの確認なしに調査を開始したアメリカの行為は、A D 協定上の本質的な手続的要件である 5 条 1 項違反である。

- ・アメリカ：協定 5 条 1 項は調査開始の申出に対する影響を受けた産業の支持の「程度」

については何も規定していないし、それを確認することを要求していない。そして、4条と5条における「産業」は同じ意味であるが、これは調査のための産業の支持の基準と損害の基準とが同じであることを意味することではない。4条1項(ii)の「生産の全部またはほとんど全部」という基準は地域産業の損害の基準である。仮に協定が調査開始の申出に対する影響を受けた産業の支持の「程度」について何らかの要件を課しているとしても、それについて国内産業の場合と地域産業の場合で異なる基準を課しているわけではない。このような解釈は他のAD協定調印国の慣行によっても支持される。メキシコが引き合いに出している「シームレス・ステンレス鋼管AD税ケース」は今だに採択されていないし、たとえ採択されるとしても先例にはならない。

### 【報告の要旨】

#### 1. 二つの先決問題：国内行政手続完了の原則と協議前置主義の適用の有無

アメリカは国内行政手続において提起されなかった「当事者適格」問題と輸入の累積の問題は、国内行政手続完了の原則に基づいてパネルの審議の対象から除外されるべきであると主張するが、AD協定には国内行政手続完了の原則についての明示的な規定が存在しない。もし起草者が協定上の紛争解決手続上の提訴の権利に対する根本的な制限を意図したならば、明文の規定をおいたであろう。AD協定15条5項(b)は、国内行政手続完了を要求するのではなく、パネルの検討事案が輸入国の行政手続において取り上げられた事実に基づくべきであることを示しているにすぎない(para. 5.9)。さらに、6条1、2、7項の諸規定も、国内行政手続完了の原則を設立したのでなく、輸入国の調査当局が外国の供給者やその他の利害関係者に証拠を提出し利益を防御することができる適切な手続上の機会を提供することを確保するためのものである(para. 5.10)。

確かに、紛争当事国は多角的調停に事案を持ち込む前に二者間で協議する機会を持つべきであるが、1991年5月21日の書状からみて、メキシコが調停の以前の段階で問題を提起したことは明かである。最後に、付託事項はこれらの問題をカバーしているし、両当事国はこれらの問題について調停に付託している(para. 5.12)。以上から、パネルはこれらの問題について審議できると結論する(para. 5.13)。

#### 2. 調査開始要件

(1) 主要な争点は、協定5条1項の「影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のた

めの」という文言の解釈に関するものである(para. 5. 14)。アメリカのいうように、AD協定は「影響を受けた産業のための」という文言を定義していないので、条約解釈の一般規則に基づいて解釈されるべきであるが、それは「影響を受けた産業の代理(agency)または代表(representation)として行動する」、または「そのために行動する」のいずれかを意味するものと思われる(para. 5. 18)。しかし、5条1項において「影響を受けた産業のための」という文言が「影響を受けた産業から」という文語と選択的に使われていることから考えれば、それを「影響を受けた産業の代理または代表として行動する」を意味すること、そして、申出は影響を受けた産業の授權あるいは承認に基づいて行われなければならないものと解釈すべきである。そうでないと、調査が影響を受けた産業として適格性を有する生産水準より低い水準を代表する生産者の申出によって行われることになる(para. 5. 19)。

それでは、5条1項の「産業」をいかに定義すべきかであるが、パネルは5条1項の注(9)からして、損害判定の場合と調査開始の場合において、産業の定義が異なる理由はないと判断する。そして、4条1項(ii)のによれば、地域産業のような例外的な状況においては、調査開始は「当該ダンピング輸入がその市場内の当該生産の全部またはほとんど全部を生産する生産者」の申出に基づくことになっている(para. 5. 24)。

最後に、以上のような地域市場における産業の定義からして、仮にAD協定が調査開始の申出に対する影響を受けた産業の支持の「程度」について何らかの要件を課しているとしても、それについて国内産業の場合と地域産業の場合に異なる基準を課しているわけではないというアメリカの主張を採用することはできない(para. 5. 25)。

(2) 調査当局が調査開始に際して、その申出が「影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のための」ものであるかを確認すべきであるかどうかの論点であるが、協定5条1項は、「調査は…影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のための書面による要請に基づいて開始しなければならない」と規定している。「基づいて」という文言は、影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のための申出が調査開始の前提条件であることを、そして、「しなければならない」という文言は、調査当局が調査に先立って、申出が影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のためになされたかどうかを確認することが強行要件であることを示している(para. 5. 29)。

それでは、このような強行要件をアメリカの調査当局が満たしているかどうかであるが、商務省は、申し出について生産者たちの態度（つまり、支持又は不支持）に関し何も表し

ていない書類を受理しただけで、それを確認することをしなかった(para. 5. 32)。

以上から、アメリカ調査当局が、調査開始に際して、申出が「当該地域市場内の当該生産の全部またはほとんど全部を生産する生産者のための」ものであるかどうかを確認していないのは明かであるので、アメリカ当局のAD調査はAD協定5条1項違反である。そして、それに基づくAD税の賦課は協定1条違反である(para. 5. 34)。

### 3. パネルの勧告内容と他の論点の審理如何

調査開始後のアメリカ当局の措置に関するメキシコの提起した論点についても審理すべきかどうかは、勧告内容が、アメリカ当局による事案の再検討であるか、AD税賦課命令の取消であるかにかかっている(para. 5. 35)。AD協定1条の「AD税の賦課は、一般協定6条に定める条件の下において、かつ、この規約に従って開始し、実施する調査に基づいてのみとられる措置である。」という文言から見て、5条上の要件に違反したことは調査開始後の措置によって治癒され得ないものである(para. 5. 37)。パネルは、委員会に対してアメリカがAD税賦課命令を撤回することを要請するよう勧告する。従って、メキシコの提起した他の論点について審理する必要はない(para. 5. 38)。

次に、メキシコの要請通り、すべてのAD税の払い戻しを要請するよう、委員会に勧告すべきかどうかのことであるが、パネルは協定8条3、4項、11条1項(i)及び11条3項において払い戻しについて規定されていることに留意する。これらの規定はAD税額がダンピングマージンを越えている場合や最終判定に伴う再算定に関するものであるが、非合法的にAD税を賦課した締約国の責任を考える際にも考慮されるべきである(para. 5. 40)。そして、これまでもいくつかのパネル報告書においてもAD税額の払い戻しが勧告されているし(para. 5. 41)、1979年紛争解決に関する了解においても、紛争解決手続きの第一の目的は違法な措置の撤回である(para. 5. 42)。最後に、本件においては、還付の要求が米国に過重な負担を強いる状況であるとはいえない(para. 5. 43)。

### 4. 結論

アメリカのメキシコ産セメントに対する調査開始はAD協定5条1行為に違反している(para. 6. 1)。本パネルは、メキシコ産セメントに対するAD税賦課命令を撤回し、その命令に基づいて支払われまたは供託されたAD税を払い戻すようアメリカに要請することを、委員会に勧告する(para. 6. 2)。

## 【解説】

本件は、申立人が地域産業である点、被提訴側である米国が先決的抗弁の主張をより精緻に展開している点を除いては、本件の2年前に出された「米国のステンレス鋼管に対するAD税」ケースのパネルが示した見解に沿ったもので、その意味では本件で新たに示された論点はそれほどないともいえる。本件の意義は、むしろ、上記「米国のステンレス鋼管に対するAD税」ケースや本件とほぼ同じ時期に採択された「ノルウェー産生鮮・冷凍鮭への米国のAD税賦課」ケースとあいまって、AD調査開始に際して締約国当局が遵守すべき要件を厳重にチェックすることによって、手続面で締約国のAD税発動権限を制約するという国際規律のあり方が、パネルの場においてほぼ固まってくることであろう。そして、このようなパネルの流れは、国際交渉における合意の「先取り」としての役割を果たし、ウルグアイ・ラウンドの「新アンチ・ダンピング協定」において明文化されるようになるのである(注1)。

### 1. 国内行政手続完了の原則と協議前置主義の適用の有無

この点は、米国が「ノルウェー産生鮮・冷凍鮭への米国のAD税賦課」ケースにおいてよりも、より精緻な形で主張したものであるが、米国としては、「米国のステンレス鋼管に対するAD税」ケースの結論を前提にした場合、調査開始要件という手続的要件が本件の勝敗を左右しかねないという状況の中で主張を展開した。

#### (1) 国内行政手続完了の原則の存在有無

ガット法上締約国が紛争解決手続を援用するために、締約国及びその産業が輸入国の行政的及び司法的救済を完了しなければならないという要件は存在しないように思われる。そのように解釈する根拠は、1)「ノルウェー産生鮮・冷凍鮭への米国のAD税賦課ケース」においてノルウェーが指摘しているように(注2)、外交的保護の場合とガット紛争解決手続との相違によるものである。つまり、前者の場合には、国家は他の国家による自国民の私的権利の侵害に対して苦情を申し立てるのに対して、後者の場合には、ガット法に基づく自国の権利や政府利益(例えば、ガット規則の遵守の確保)を援用する国家間の直接的な紛争に関わるものである。2)AD協定においてAD税賦課の判定を国内当局による行政的手続に委ねていることは、パネルのいうように(注3)、輸入国の調査当局が外国の供給者やその他の利害関係者に証拠を提出し利益を防御することができる適切な手続上の機会を提供することを確保して、判定の公正性と透明性を確保するためのものであって、国際紛争解決手続に「前置」するようなものでないのである。実際に、AD税や相殺関税

を課されている輸出業者は、事案をアメリカの国際貿易裁判所に持ち込んでいるときでも、自国の政府にガット提訴を要求することができるとされる(注4)。3) 本件における付託事項の、「一般協定6条の実施に関する協定の関連条項に照らして」という文言からわかるように、パネルの任務はあくまでも国際条約である一般協定やAD協定に基づいて付託事案を審査することである。4) パネルやメキシコのいうように(注5)、明示的な規定のない場合このような原則の存在を推定することには無理がある。協定の文言からみても、協定15条3項は、調停手続が原則として「輸入国の行政当局が最終的な措置として確定的なAD税を課し、または価格に関する約束を認めた場合」に開始すると規定しているにすぎない。

次に、国内行政手続完了の原則が認められない政策上の理由としては、以下のものが考えられる。1) 今日の国際通商法の現状を見ると、一定の不公正貿易慣行についての合意は存在するものの、その具体的な範囲や処罰性についての合意が必ずしも成熟していないこと、2) しかも各国は国内における保護主義圧力に直面して、不公正貿易法を間接的に貿易制限的なものとして乱用しようとし、実際に乱用していること、3) 最後に、ガット法の国内における自動的執行力の欠如という状況の下に、各国の国内機関はたとえガット規則に違反していても国内法の規定に基づいてAD税や相殺関税の賦課の決定を行っていることなどである。このような状況においては、協定が国内当局による判定手続に一定の透明性を実現はしたが、輸出国の観点から見た場合に、輸入国の国内手続が救済手続きとして十分であるとはいえず、しかも必ずしもガット整合的であると期待することは困難であるといえよう。

但し、このように国際手続と国内手続とを別個のものとして位置づけることは、AD税判定に際して後者が果たす重要な役割を否定することではない。そして、この考えを極端に押し進めれば、「フォーラム・ショッピング」のような問題(注6)も起きよう。そこから、AD税判定の問題における国内機関の役割とそれに対するパネルの審理(再審)のあり方という問題が提起されよう。

## (2) 「協議前置主義」の適用の有無

「ノルウェー産生鮮・冷凍鮭への米国のAD税賦課」ケースにおいては(注7)、パネルは、紛争主題が協議段階では調停段階と同等の特定性を要求されないというものの、15条2項から15条7項までにおいて、紛争の主題(subject matter)が同一の主題(the matter)というタームで現されていることに着目し、AD協定上「協議→調停→パネル設

置」という段階的構造を想定している。それに対して、本件パネルは、メキシコが調停の以前の段階で「当事者適格」問題を提起したことは明かであると強調しているのみで、AD協定が協議前置主義をとっているかどうかについては明らかにしていない。

ガット紛争解決手続においては、二国間の協議を経ないで多数国間のトラックに進むことはできない(注8)。これはガットが第三者による裁定よりも外交的解決を選好していることの現れである。協議の過程で両当事国は円満な解決のために「誠実に」そして「最善の努力をすること」が期待されている。特に、23条1項は、23条2項へ進むための前提条件で、前者の手続きを経ないで、後者に基づいてパネルの設置を求めることはできないとされる(注9)。その意味ではガットの紛争解決手続はある種の「協議前置主義」をとっているといえる。

AD協定15条をよくみると、1項に基づく協議は、AD協定の実施に関するものであれば何でも取り上げることができる一般的な規定であるが、2項に基づく協議はより具体的な性格の問題について、書面によることが規定されていて、まるで一般協定22条1項と23条1項との対比を思い起こすものである。このような文脈からみた場合、AD協定15条が「協議→調停→パネル設置」という段階的構造をなしているという「ノルウェー産生鮮・冷凍鮭への米国のAD税賦課」ケースのパネルの指摘はあながち間違いではないように思われる。

## 2. 調査開始要件

本件の具体的な論点であったこの問題について、パネルは、ほぼ全面的に「米国のステンレス鋼管に対するAD税」の先例に従って審理を展開し、結論に達している。

「米国のステンレス鋼管に対するAD税ケース」においては、協定5条1項の「影響を受けた産業のための」という文言を、4条における産業の授權あるいはその承認を得て、その産業の「代理または代表として行動する」を意味するものと解釈した。本件のパネルも、これを受けて、“on behalf of”を単に“acting in the interest of”を解しては、影響を受けた産業としての資格が十分でない生産シェア以下の生産者による申出の道を開くことにつながるとして、申出の資格要件を厳格に判断している。

上記のケースとの相違は、前件では、米国は調査開始のための産業の基準と損害の基準とを同じであることを前提にした上で、“on behalf of”の実体をめぐり争ったのに対して、本件では、米国が、4条と5条における「産業」は同じ意味であるが、これは調査のための産業の支持の基準と損害の基準が同じであることを意味することではないこと、そして、

仮に協定が調査開始の申出に対する影響を受けた産業の支持の「程度」について何らかの要件を課しているとしても、それについて国内産業の場合と地域産業の場合で異なる基準を課しているわけではないといって、協定の解釈論争を展開したことである。それに対して、パネルは、協定5条1項の注(9)や4条1項(ii)の文言及び3条と4条との論理的な関連などの点を指摘し、米国の主張を退けている。

さらに、調査当局が調査開始に際して、その申出が「影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のための」ものであるかを確認すべきであるかどうかの論点については、協定5条1項の文言からして、それは強行要件であるとの見解を示している。

このように、パネルは、「米国のステンレス鋼管に対するAD税」ケースと同様、協定5条1項の「通常の場合」における生産者の申出を、ヒュデックのいうように(注10)、「私的な不正(private wrong)」に対する利害関係者の主観的な権利・利益の侵害ととらえ、そのような申し出に対して、公的機関は「公的な不正(public wrong)」の摘発に対して積極的に対応すべきでなく、その真正な多数の意思表示のあるときに限って慎重に行動すべきであるという立場を表明したものといえよう。確かに、ガットには先例拘束性の原則は存在しないが、前記の「米国のステンレス鋼管に対するAD税」ケースと合わせて考えた場合、5条1項の「国内産業」の定義や調査開始に際しての国内機関による申出人の資格要件審査義務の要件は、少なくともパネルの協定の解釈上ほぼ確定的な位置づけを与えられるようになったといえよう。そして、すでに述べたように(注11)、このようなパネルの解釈は、ウルグアイ・ラウンドの「新アンチ・ダンピング協定」において明文化されるようになるのである

### (3) パネルの勧告内容と他の論点の審理如何

本件でもう一つ特記すべき点は、「米国のステンレス鋼管に対するAD税」ケースと同様、パネルが米国に徴収したダンピング防止税の還付を求めた点である。ただし、「米国のステンレス鋼管に対するAD税」ケースと異なる点は、本件では、両紛争当事国がパネルの勧告内容について具体的に要請している点である。つまり、メキシコは、協定5条1項やその他の条項に違反して賦課されたAD決定の取消やAD税の還付を、それに対して、米国はAD税の賦課は協定に違反していないこと、たとえパネルがメキシコの言い分を認めるにしても、米国には事案の再審査の機会が付与されるべきであると要請したのである。

パネルは、AD協定1条において、AD税の賦課は、AD協定の該当要件に基づいてのみ開始されなければならないこと、そして、5条の要件は調査開始後の措置によっては治

癒されえないことを理由に米国の要請を退けた。その際に、パネルは、事案の再審査はAD協定の要件に基づく新しい開始においてのみ可能であること、そして、再審査の許容はAD協定当事国の協定上利用可能な法的選択肢を広げることになり、他の当事国の権利に関わることになる」と述べている。つまり、調査開始要件の違反に対しては、AD税賦課の取消(revocation)以外には法的な選択肢はありえないというのである。このことは、国内調査当局が調査に先立って、申出が影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のためになされたかどうかを確認することが強行要件であるとのパネルの判断から自然に出てくる結論であろう。

ところが、パネルはこの結論に続いて、委員会に対して米国に税額の還付を要請すべきかどうかについて議論を進める。そして、1) 8条3、4項や、11条1項(i)、3項のように、AD協定に合致したAD税の賦課の際にも還付を命じている規定の存在、2) 税額の還付を命じたこれまでの他のパネルの先例、3) 1979年「紛争解決に関する了解事項」においても違法な措置の撤回(withdrawal)が紛争解決の最重要の目的であること、4) 本件において税額の還付を求めることが紛争当事国である米国に過度の負担を与えるものではない点などを挙げて、税額の還付を求める際の根拠としている。

このようなパネルの姿勢は、国際法上の義務の履行についてその具体的な実現方法まで特定するような、税額還付の勧告を出す際の慎重な態度の現れであると思われるが、パネルの勧告内容としてAD税賦課の取消と税額の還付との間に具体的にどこで相違があるのか疑問がないわけではない。確かに、“revoke”には、ある行為の効果を将来に向けて消滅させるにとどまるのか(=撤回)、あるいは、いったん生じた状態をそれがなかったような状態に戻すのか(=取消)の二通りの読みが可能ではある(注12)。しかし、国内調査当局が調査に先立って、申出が影響を受けた産業からまたは影響を受けた産業のためになされたかどうかを確認することが強行要件であるとのパネルの判断からすれば、“revoke”は後者の意味であるはずで、そうであるならば、違法なAD税の賦課の取消が税額の還付を伴わない場合はそう多くはないように思われる。

#### <注>

1. AD調査開始要件についてのこれらの一連のパネル報告で示された見解は、「新アンチ・ダンピング協定」5条に明記されるようになった。Agreement on Implementation of Article 6 of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994, in Annex 1 of

Agreement Establishing the World Trade Organization (signed at Marrakesh on 15 April 1994).

2. United States-Imposition of Anti-Dumping Duties on Imports of Fresh and Chilled Atlantic Salmon from Norway, ADP/87, 30 Nov. 1992., para. 37.

3. para. 5. 10.

4. Ernst-Ulrich Petersmann, "GATT Dispute Settlement Proceeding in the Field of Antidumping Law", 28 Common Market Law Review (1991), 102.

5. para. 3. 1. 6. and para. 5. 9.

6. Ernst-Ulrich Petersmann, supra note 4, at 101 ff.

7. supra note 2., para. 332.

8. 多角的トラックとは、22条1項から2項へ、23条1項から2項への移行をいうのである。ただし、ガットでは、1960年締約国団の決定によって、22条1項に基づく協議を23条2項に代替することができるようになった。

9. Rosine Plank, "An Unofficial Description of How a GATT Panel Works and Does Not", 4 Journal of International Arbitration (1987) 60. ウルグアイ・ラウンドの「紛争解決に関する規則及び手続に関する了解(D S U)」には、協議がパネル設置に先行すべきであるという明文は存在しないが、4条及び6条からそれが推定される。

10. Robert E. Hudec, "United States Compliance with the 1967 GATT Antidumping Code", 1 Michigan Yearbook of International Legal Studies (1979), 205.

11. 前記注(1)を参照。

12. 田中英夫編、『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）；竹内昭夫外編、『第三版 新法律学辞典』（有斐閣、1993年）

#### 【参考文献】

上記注の中の引用文献を参照

（柳 赫秀）